

長浜市（浅井・湖北地区）における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	関係者
内保	滋賀県長浜市内保町1181-1番地先	一般乗合旅客自動車運送事業者（滋賀中央交通株式会社）が行う乗合旅客の運送事業（区域運行、通称「お市ちゃんタクシー」「こはくちょうタクシー」）の用に供する自動車	最左欄の停留所等を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。 最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	長浜市 湖国バス株式会社 滋賀県公安委員会 近畿運輸局
内保西	滋賀県長浜市内保町1380番地先			
湯次	滋賀県長浜市湯次町115番地先			
東野	滋賀県長浜市東野町249番地先			
中部診療所	滋賀県長浜市当目町85-7番地先			
国道八日市	滋賀県長浜市湖北町八日市843-2番地先			